

岩手県監査委員告示第20号

監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第7号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月28日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 高 橋 昌 造
岩手県監査委員 伊 藤 孝次郎
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 監査対象機関名 岩手県立農業大学校

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成25年11月20日

(2) 本監査実施日 平成26年1月21日

3 監査結果の公表の日 平成26年3月4日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産の貸付料の調定に当たり、歳入科目を誤っているものが12件、168,644円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	歳入科目の誤りについては、平成25年4月から11月までの8か月分について、平成25年11月28日及び12月3日に科目更正を行った。 今後は、所属内において相互確認を徹底し、再発防止に努める。